



V 施策の展開



	施策分野	施策の方向性（中項目）	施策の方向性（小項目）	
学校教育	1	特色ある学校づくりの推進	ア 小中一貫教育の推進 イ 就学前・小学校の連携推進 ウ 開かれた学校づくりの推進 エ 特色あるカリキュラムの充実・開発	
	2	学力の充実・向上	ア 特色あるカリキュラムの充実・開発 イ 指導方法の改善・工夫 ウ アクティブ・ラーニングの実施 エ 教科学習の充実 オ 家庭での自主学習の習慣化 カ 読書活動の推進 キ 学校外の人材の活用	
	3	特別支援教育の推進	ア 支援及び指導体制の充実 イ 特別支援教育の推進体制の確立	
	4	キャリア教育の推進	ア 進路指導の充実 イ 職業観・勤労観の育成	
	5	心の教育の推進	① 道徳教育の充実	ア 家庭・地域と連携した指導の確立 イ いじめの未然防止・不登校への適切な対応の促進 ウ 学級活動の充実
			② 人権教育の充実	
			③ 実態に即した生徒指導の充実	
			④ 学校における芸術文化活動の充実	
6	健康安全教育・食育・体育の推進	① 発達段階を考慮した健康安全教育の実施		
		② 食に関わる取組の推進		
		③ 学校体育・スポーツ活動の推進		
7	社会の変化に対応する教育の推進	① 環境教育の充実		
		② 情報教育の充実		
		③ 国際理解の促進		
		④ その他社会性を育む教育の充実		
8	学びを支える環境の整備		ア 就学・就園支援 イ 教職員の資質能力の向上 ウ 教職員の多忙解消 エ 学校施設の安全・快適整備	
社会教育（生涯学習）	9	生涯学習社会の実現	① 生涯学習の推進	
			② 社会教育体制の充実	
			③ 社会教育施設の充実と総合的な活用	
	10	人権教育の推進	① あらゆる人権問題の解決に向けた自発的な学習活動の推進	ア 同和問題への対応 イ 男女共同参画社会の実現に向けた学習活動の推進 ウ 障がい者・高齢者・子どもの権利を守る学習活動の推進
			② 現代的課題などに関する学習活動の推進	
11	家庭・地域社会の教育力の向上	① 家庭の教育力の向上		
		② 地域社会の教育力の向上		
12	文化・スポーツの振興	① 文化・芸術の振興		
		② スポーツの振興		
		③ 文化財の保護と活用		

1. 特色ある学校づくりの推進

(1) 取組の方向性

- 学習指導要領の趣旨、児童生徒、学校、地域の実情を踏まえ、小中一貫教育など創意ある教育活動を展開し、特色ある学校づくりに努めます。
- 学校評議員や社会人講師、学校インターンシップなどの活用を図るとともに、教育活動や学校運営について、学校評価等の情報を積極的に発信するなど、開かれた学校づくりに努めます。

(2) 主な施策・事業

ア) 小中一貫教育の推進

- 全中学校区での小中一貫教育の展開を進め、教員の加配や相互の連携機会の充実などにより、一貫教育の効果を高めていきます。

主な施策・事業

- 小中連携校における教職員の加配、小中連携指導員の配置
- 小学校専科教員の活用

イ) 就学前・小学校の連携推進

- 保（保育園）幼（幼稚園）子（認定子ども園）小（小学校）の連携について取組の充実を図り、小学校への円滑な接続を推進します。

主な施策・事業

- もうすぐ一年生事業の活用

ウ) 開かれた学校づくりの推進

- 教職員による学校の自己評価や、保護者・地域等による評価の実施、公表などにより、保護者や地域のニーズを反映した開かれた学校運営に取り組んでいきます。また地域との連携を強化し、学校での様々な活動に地域の力を活用していきます。
- 学校から地域・家庭への積極的な情報発信に努めます。

主な施策・事業

- 学校評価の実施と公表
- 学校の活用についての啓発・公開
- 学校評議員制度の活用
- 地域社会による学校支援の活用
- 中学校選択制の実施

エ) 特色あるカリキュラムの充実・開発

- 教育支援センターの研究部門との連携などを通じて、特色あるカリキュラムづくりに取り組みます。
- 学校の思い出づくりでもあり、規律や協調性、主体性を養う機会でもある学校行事（体験活動・修学旅行）の充実を図っていきます。

主な施策・事業

- わくわく体験活動推進事業の活用
- 思い出づくり体験活動推進事業の活用



2. 学力の充実・向上

(1) 取組の方向性

- 個に応じた指導を積極的に進め、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させます。
- これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養っていきます。

(2) 主な施策・事業

ア) 特色あるカリキュラムの充実・開発

- 小中連携の充実により、子どもの心身の発達に応じた9年間を見通した学力向上に取り組めます。

主な施策・事業

- 幼児期と児童期をつなぐスタートカリキュラムの実施
- 教科指導の系統化を図るため、関係機関合同での研修会などの充実

イ) 指導方法の改善・工夫

- 質の高い学力育成のためには子どもの学習意欲の向上や、基礎学力の定着が重要であり、一人ひとりに合った指導方法の工夫・改善を図っていきます。

主な施策・事業

- 学力向上対策会議の充実
- 少人数教育の趣旨を生かした授業改善
- 指導と評価の一体化
- 学力の状況の把握・分析（学力診断テスト及び標準学力調査等の活用）

ウ) アクティブ・ラーニングの実施

- アクティブ・ラーニングは、知識・技能を定着させ、学習意欲を高めることに効果があることから、アクティブ・ラーニングの視点による授業の組み立て、個に応じたきめ細かな指導を実施します。
- 本市は授業でのICT機器の導入について先行的に取り組んでいますが、さらに効果を高められるように研究を進め、授業改善につなげていきます。

主な施策・事業

- 探究的な学習としての総合的な学習の時間の充実
- 情報機器（大型モニター等）を活用した授業改善
- ICT（タブレット等）の効果的活用の研究

エ) 教科学習の充実

- 基礎的な学びの充実を図るとともに、子どもの可能性を引き出し、才能や個性を伸ばす教育を推進していきます。
- 経済や社会の国際化が急速に進むなかで、コミュニケーションに求められる英語力の育成に力を入れます。

主な施策・事業

- 学びをはぐくむ土台づくり支援事業の活用（教育委員会による研究指定の推進、学力向上サポーターの配置、学校力向上のための講師謝礼等）
- 言語活動の充実（ことばの力の育成）
- 英語指導助手（AET）を活用した英語活動の推進
- 理数教育の充実

オ) 家庭での自主学習の習慣

- 家庭での自主学習の推進に取り組み、児童生徒の自学自習力をはぐくむとともに、保護者が子どもと学ぶ環境づくりを進めます。

主な施策・事業

- 家庭との連携による学習習慣の確立
- 家庭学習の重要性について保護者理解の促進

カ) 読書活動の推進

- 読書活動が子どもの言葉をはぐくみ、成長を支えることにつながることから、読書活動をよりいっそう推進していきます。

主な施策・事業

- 図書館司書の活用など読書活動の充実

キ) 学校外の人材の活用

- 企業や教育に関する専門機関などが立地している特色を生かし、外部人材の活用を進めます。

主な施策・事業

- 学校インターンシップ・ボランティア等の活用
- 企業や大学等の各分野の専門家の活用

3. 特別支援教育の推進

(1) 取組の方向性

- LD（学習障害）、ADHD（注意欠如多動性障害）、高機能自閉症等の発達障がいを含め、障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じ、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を図りながら個性や能力の伸長に努め、心豊かでたくましく生きる力を培っていきます。
- 児童生徒が、障がいのある人を正しく理解するための指導を計画的に行います。

(2) 主な施策・事業

ア) 支援及び指導体制の充実

- インクルーシブ教育の考えを踏まえ、障がいのある子どもの教育的ニーズに応える「多様な学びの場」の充実に向け、一人ひとりの障がいの状態や特性等に応じた専門的な支援・指導体制の充実を図ります。

主な施策・事業

- 個別の支援計画等の作成および指導の充実
- 就・修学指導の充実
- 通級指導教室の充実
- 関係機関との連携

イ) 特別支援教育の推進体制の確立

- 総合的な観点から学びの機会を支えられるように、推進体制の確立を図ります。

主な施策・事業

- 非常勤講師・支援員の活用
- コーディネーター会議の充実
- 巡回相談の活用
- 特別支援教育コーディネーターの養成



4. キャリア教育の推進

(1) 取組の方向性

- 人間としての生き方にかかわる指導を基盤にして、児童生徒の個々の目的意識を高めるとともに、キャリア教育を通して望ましい職業観や勤労観を身に付け、自らの進路を主体的に切り拓く能力を育成していきます。

(2) 主な施策・事業

ア) 進路指導の充実

- 小中（高大）校種間の連携などの充実を図り、適切な進路指導や進路相談を実施していきます。

主な施策・事業

- 希望進路の実現を目指す学力の充実・向上
- 小中（高大）校種間の連携の強化
- 進路相談の充実（公立高校の特色化、選抜制度の改善に対する相談の充実）

イ) 職業観・勤労観の育成

- 望ましい職業観や勤労観を身につけられるように、体験的な学習機会などの充実に取り組みます。

主な施策・事業

- KYO 発見仕事文化体験活動の実施とまとめ、交流

5. 心の教育の推進

① 道徳教育の充実

(1) 取組の方向性

- 命を大切にできる心、人を思いやり尊重する心など、豊かな人間性をはぐくむ「心の教育」の要として、児童生徒の実態を考慮しながら、教育活動全体を通じて道徳性の育成を図っていきます。

(2) 主な施策・事業

- 教育活動全体を通じた道徳教育の充実や、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育を推進します。

主な施策・事業

- 道徳教育推進教師を中心に、学校の教育活動全体を通じた道徳教育の展開
- 道徳の時間の充実（道徳の時間の実践交流会の開催）
- 多様な教材の活用（「私たちの道徳」「京の子ども 明日へのとびら」等）
- 家庭や地域社会と一体となった道徳的実践力を促す環境づくり

② 人権教育の充実

(1) 取組の方向性

- 学力の充実・向上と進路保障に努めます。
- すべての人の基本的人権を尊重する心をはぐくむとともに、同和問題を人権問題の重要な柱として位置付け、あらゆる人権問題の解決に向けて実践する態度を養っていきます。

(2) 主な施策・事業

- あらゆる教育活動を通じて人権教育を推進するとともに実践的態度の育成と啓発活動の展開に努めます。

主な施策・事業

- 同和教育上の残された課題の解決
- 人権学習資料集等の活用
- 公開授業の実施
- 人権啓発標語、作文、ポスター等の応募
- 長岡京市子ども人権アピールの活用

③ 実態に即した生徒指導の充実

(1) 取組の方向性

- 児童生徒の生活実態の把握や内面理解に努め、個々の課題解決を図るとともに、望ましい集団活動を通して自らの課題を解決する意欲と実践力を育成します。
- 児童生徒と教職員及び児童生徒相互の心のふれあいを大切にし、深い信頼関係に基づく人間関係の育成に努めます。
- いじめや不登校については、関係機関との連携を図る中、組織的な教育相談活動を充実します。

(2) 主な施策・事業

ア) 家庭・地域と連携した指導の確立

- 基本的な生活習慣の確立や規律を尊重する意識を、家庭や地域と連携しながら計画的に実施できるように取り組みます。

主な施策・事業

- 基本的な生活習慣の確立と自律する力の育成
- 生徒指導体制の確立、組織的・計画的な指導の推進
- 非行防止教室などの活用及び家庭や地域社会との連携の強化による規範意識の醸成

イ) いじめの未然防止・不登校への適切な対応の促進

- 本市では「いじめ防止基本方針」を策定しており、それに基づき関係機関と連携し、迅速な対応ができるように取り組みます。
- 不登校になる子どもの多様な実態を把握して、出来るだけ早期に対応できるように体制を構築し、一人ひとりの実情に応じたきめ細かな支援を総合的に行っていきます。

主な施策・事業

- いじめ防止基本方針に基づく取組の充実（いじめ問題対策連絡会議・いじめ防止対策推進委員会の活用）
- 不登校の未然防止や早期発見・早期対応に向けた体制づくり
- 児童生徒の実態把握と分析および関係機関との連携による虐待への迅速かつ適切な対応
- 教育支援センター研究部門との連携
- 不登校やいじめ・虐待の早期発見・早期対応に努める教育相談活動の充実（不登校やいじめ・虐待に関する研修の充実、スクールカウンセラー、教育支援センター教育相談員等の活用、心の教育情報交換会の充実）
- スクールサポーターの活用

ウ) 学級活動の充実

- 子どもたちの主体性を育み、信頼しあえる仲間づくりにつながるよう、学級活動の充実に取り組みます。



主な施策・事業

- 児童生徒の「居場所づくり」と「絆づくり」を目指す学級経営や HR 活動の充実

④ 学校における芸術文化活動の充実

(1) 取組の方向性

- 豊かな感性と芸術を愛好する心情をはぐくみ、新しい芸術文化の創造を目指す活動や地域の伝統文化や文化財を教材として扱うことに努めるとともに、教育成果を発表する場を設定し、交流を積極的に推進します。

(2) 主な施策・事業

- 「国民文化祭・京都 2011」の取組における成果の継承や教育成果の発表の場の確保などを推進するとともに、地域の文化財などを積極的に学習に取り入れていきます。

主な施策・事業

- 「国民文化祭・京都 2011」の取組などの成果を継承した伝統文化、芸術文化活動の充実
- 教育成果を発表できる場の設定（市教育美術展、吹奏楽演奏会等の充実）
- 市内の文化財の活用
- 部活動の充実

6. 健康安全教育・食育・体育の推進

① 発達段階を考慮した健康安全教育の実施

(1) 取組の方向性

- 児童生徒の心身の調和のとれた発達を回り、健康で安全な活力ある生活を営むために必要な資質や能力を育成します。
- 児童生徒の発達段階を考慮し、家庭や地域社会、関係諸機関と連携を回りながら、適切な健康安全に関する活動の実践を促し、健康安全教育を組織的・計画的に推進します。

(2) 主な施策・事業

- 生活習慣病の予防や適切な性教育の充実、喫煙、薬物乱用等健康に関する現代的課題への対応などに取り組みます。
- 日常生活の安全、交通安全、防災に関する安全管理等について、地域との連携のもとに、実践的な活動を広げていきます。

主な施策・事業

- 保健指導と保健管理の徹底（インフルエンザ・ノロウイルス・熱中症等への対応）
- 学校保健会議の充実
- 性教育の充実
- 生活習慣病の予防や喫煙、薬物乱用等健康に関する現代的課題についての適切な対応（薬物乱用防止教室等の活用）
- 危機対応能力（自ら判断し、自ら行動する力）を育成するための安全教育の計画的な実施
- 危機管理マニュアル（危険等発生時対処要領）の検証
- 施設・設備の安全点検、安全指導及び教職員研修等に関する学校安全計画の策定・実施（防犯ブザーの適切な活用、見守りタイ、子ども 110 番のいえとの連携）
- 交通安全指導及び防災安全教育の徹底（交通安全教室の活用、通学安全整理員の活用）

② 食に関わる取組の推進

(1) 取組の方向性

- 子どもの育ちを支える等の観点から中学校給食を導入します。
- 食に関する指導の充実を図り、家庭や地域社会と連携しながら給食指導を中心として、望ましい食習慣の形成や好ましい人間関係の育成を図ります。
- 学校給食における食中毒防止のための衛生管理を徹底します。

(2) 主な施策・事業

- 中学校給食の整備を進めるとともに、老朽化している小学校給食施設の改善に取り組みます。
- 学校給食を活用した食育の充実を進めます。

主な施策・事業

- 中学校給食の導入
- 小学校給食施設の改善
- 食に関する指導の充実と衛生管理の徹底
- 望ましい食習慣の確立
- 食に関する指導計画に基づき、教科横断的な指導の実施（栄養教諭等の活用）
- 食物アレルギーへの対応（対応マニュアルの活用）
- 学校給食を活用した地産地消の推進

③ 学校体育・スポーツ活動の推進

(1) 取組の方向性

- 運動に親しみ愛好する心情や能力を育成するとともに、体力の向上を図り、運動技能を高め、心身ともに健康な生活を営む力を育成します。
- 発達段階に応じて、各種大会などに積極的に参加し、競技スポーツの特性にふれさせていきます。

(2) 主な施策・事業

- 新体力テストの結果を分析しながら体力の向上を図っていきます。
- クラブ・部活動の支援・充実に努めるとともに、各種大会への積極的な参加などを進めていきます。

主な施策・事業

- 体育科授業の充実（新体力テストの結果の活用）
- 体育的行事の充実
- クラブ・部活動の支援・充実（部活動補助事業の推進、社会人講師の活用）
- 競技スポーツへの参加（陸上交歓記録会、乙訓ふるさとふれあい駅伝、中体連主催の大会、教育長杯への参加、若葉カップ全国小学生バドミントン大会）

7. 社会の変化に対応する教育の推進

① 環境教育の充実

(1) 取組の方向性

- 身近な環境や環境問題及びエネルギー問題に関心を持ち、人間と環境とのかかわりなどについて理解を深め、よりよい環境づくりと環境保全のための実践的態度の育成に努めます。



(2) 主な施策・事業

- 低炭素社会、循環型社会、自然共生社会を目指した環境学習の充実を進めます。
- 体験的な学習や問題解決的な学習を導入していきます。

主な施策・事業

- 西山を活用した環境学習の推進
- 子ども環境フェスティバル
- 景観学習の推進

② 情報教育の充実

(1) 取組の方向性

- 社会の高度情報化にともない、情報及び情報手段を主体的に選択し、情報活用能力の育成に努めます。特に、情報の持つ価値について十分認識させるとともに、情報モラルに関する指導の充実を努めます。

(2) 主な施策・事業

- 情報モラルやマナーについての指導を強化します。

主な施策・事業

- ソーシャルメディア使用に対する指導の充実
- 教育支援センター研究部門との連携

③ 国際理解の促進

(1) 取組の方向性

- 人権尊重の精神を基盤にして、我が国の文化や伝統を尊重するとともに、異文化を理解し尊重する態度や異なる文化をもった人々と共に生きていく資質や能力を育成します。
- ネイティブの英語に触れる機会を確保し、異文化や異なる生活習慣を学ぶ機会を設けることで、グローバルな人材の育成をさらに進めます。

(2) 主な施策・事業

- 体験的な学習や課題学習を計画的に実施していくとともに、小学校における英語活動を通じたコミュニケーション能力の素地の育成を図ります。

主な施策・事業

- 年間指導計画の策定
- 教育支援センター研究部門との連携
- 帰国児童生徒への適切な対応
- 英語指導助手（AET）等の派遣（アーリントンからの招聘など）
- 長岡京市立中学校米国短期交換留学事業、中学生英語暗唱大会の実施

④ その他社会性をはぐくむ教育の充実

(1) 取組の方向性

- 消費行動の複雑化、多様化を踏まえ、児童生徒が消費者としての自覚をもち、主体的に判断し行動できる力を育成します。
- 法やルールに関する教育を効果的に実施することより、マナー、社会常識等の規範意識の醸成に努めます。
- 認知症について正しく理解し、支援する応援者を養成します。

(2) 主な施策・事業

- 総合的な学習の時間や、社会・道徳の時間などを活用し、指導の充実に取り組みます。
- 積極的に認知症サポーター養成講座を実施して認知症についての正しい理解を促し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者を養成します。

主な施策・事業

- 総合的な学習の時間・学級活動を活用した指導の充実
- 社会科・道徳・総合的な学習の時間を活用した指導の充実
- 認知症サポーター養成講座の実施

8. 学びを支える環境の整備

(1) 取組の方向性

- 様々な理由により就園・就学が困難な子どもたちに対し、経済的な援助を行うほか、子どもたちにみられる課題に対応した適切な支援が受けられるよう、関係機関等との緊密な連携を進めます。
- 教職員は、教育公務員としての使命と責任を自覚して、豊かな人間性、広い社会性、高い専門性を身に付け、公教育を推進することが求められます。また、学校教育に寄せられた期待に応えられるよう、不断の研鑽を積み、自己の人格の陶冶を図ることが求められます。一方、教育を取り巻く環境は制度を含め変化が著しく、教職員の多忙化が課題であることを踏まえ、資質能力の向上に資する取組を進めます。
- 子どもと向き合う時間が十分に確保できるよう、ICT環境の充実を図り、業務効率の改善を図るとともに、校務分掌の見直し等教員の事務負担の軽減に取り組んでいきます。
- 児童・生徒の安全・安心と快適な学校生活、充実した学習環境などの実現のため、計画的な施設整備を行います。

(2) 主な施策・事業

ア) 就学・就園支援

- 子どもの学ぶ機会を確保するため、就学援助制度の充実を図ります。

主な施策・事業

- 就学援助制度の充実

イ) 教職員の資質能力の向上

- 適切な研修を実施していくとともに、指導力を向上させる取組を推進します。

主な施策・事業

- OJT(On-the-Job Training) の充実
- 実践的指導力の向上を図る研修の充実
- 教職員評価制度の活用
- 公的教育関係研究会との連携（研究発表会・教育支援センター講座への参加）

ウ) 教職員の多忙解消

- 教職員が子どもと向き合う時間を増やすために、多忙の解消に向けて取り組みます。

主な施策・事業

- ICTの積極的な活用による業務の効率化
- 学校運営のマネジメント力の強化
- 校務分掌・事務事業の見直し
- 外部人材の活用



エ) 学校施設の安全・快適整備

- 安全対策のための工事やトイレ、バリアフリー化に計画的に取り組みます。

主な施策・事業

- 天井撤去・外壁改修等の安全対策工事
- トイレ改修の推進
- バリアフリー化の推進

9. 生涯学習社会の実現

① 生涯学習の推進

(1) 取組の方向性

- 市民が生涯にわたり、多様な学習活動を主体的に行える生涯学習社会を実現するため、社会教育と学校教育の連携を強化し、学習環境の計画的、総合的な整備・充実及びその啓発・広報に努めます。
- 市民が自らのニーズに基づいて学習した成果を地域社会に還元する機会の充実に努め、社会全体の持続的な教育力の向上を図ります。

(2) 主な施策・事業

- 生涯学習関連施設の活用や市民に身近な地域社会における活動を推進する体制の充実に取り組みます。

主な施策・事業

- 生涯学習関連施設の充実と有効活用（公民館等での定期講座などの充実、図書館サービスの充実など）
- 生涯学習推進委員による地域住民の学習活動の推進と学習意欲の向上
- 長岡京市生涯学習人材登録制度の活用
- 生涯学習の成果等を生かした地域貢献活動の促進

② 社会教育体制の充実

(1) 取組の方向性

- 市民の生涯にわたる学習機会の拡充や心豊かな地域社会の形成を図るため、社会教育関係団体の自主的な活動を尊重し、いきいきと暮らしやすい社会づくりに向けて、一層の連携・協力を進めていきます。

(2) 主な施策・事業

- 社会教育関係指導者や社会教育関係職員の指導力の強化や指導に携われる地域人材の発掘・育成に取り組みます。

主な施策・事業

- 社会教育委員、公民館運営審議会委員及び生涯学習推進委員などの研修の充実と指導力の強化
- 生涯学習相談員(団体交流室)の活用(情報提供、相談活動、講座の開催)
- 地域における社会教育指導者の発掘とボランティア活動の促進
- 自治会や社会教育関係団体などとの連携・協力

③ 社会教育施設の充実と総合的な活用

(1) 取組の方向性

- 市民の教育・文化・スポーツ活動などの拠点となる社会教育施設の機能の充実を図り、府及び市の特色を生かした総合的な活用と連携に努めます。

(2) 主な施策・事業

- 社会教育施設等を有効に活用するための仕組みを整えていくとともに、計画的な整備を進めます。

主な施策・事業

- 図書館や中央公民館などの文化施設の整備と機能の充実・活用
- 西山公園体育館やスポーツセンターなどのスポーツ施設と西山キャンプ場や西代里山公園などの施設の整備と機能の充実・活用
- 中央生涯学習センターなどの社会教育施設間の連携・協力とネットワークをもとにした総合的な活用の推進
- 市民の学習ニーズの把握と情報提供
- 仮称) ふるさと資料館基本構想に基づく整備検討

10. 人権教育の推進

① あらゆる人権問題の解決に向けた自発的な学習活動の推進

(1) 取組の方向性

- 一人一人の尊厳と人権が尊重される社会を実現するため、「長岡京市人権教育・啓発推進計画」を踏まえ、多様化、複雑化するさまざまな人権問題の解決に向け、指導者の育成や多様な学習活動の充実に努めるとともに、啓発活動との連携を図ります。
- 「長岡京市男女共同参画推進条例」や「長岡京市男女共同参画計画」の趣旨を踏まえ、男女があらゆる分野に対等に参画する機会が保障される男女共同参画社会の実現を目指します。
- 障がいのある人もない人もともに社会の一員として充実した生活が営めるよう、すべての市民がノーマライゼーションの理念のもとに、いきいきと学ぶ学習活動の推進に努めます。
- 高齢者がいきいきと生活するための学習活動と社会参加活動を促進します。また、すべての市民が高齢者や高齢社会について理解を深めるため、ライフステージに対応する学習活動を促進します。
- 子どもの権利と個性が守られ尊重される社会環境整備のための学習活動の推進に努めます。

(2) 主な施策・事業

ア) 同和問題への対応

- 同和問題を人権問題の重要な柱として、あらゆる機会を通じて学習機会の確保や啓発活動を推進します。

主な施策・事業

- 地域コミュニティづくりの中で、同和問題などあらゆる人権問題についての学習活動の推進及び啓発活動との連携の促進
- 人権教育推進体制の充実と関係団体における指導者の育成

イ) 男女共同参画社会の実現に向けた学習活動の推進

- 男女共同参画の推進に関する正しい理解と認識を深める取組を進めます。



主な施策・事業

- 男女共同参画の推進に関する多様な学習活動の推進
- 女性交流支援センター及び関係機関などとの連携・協力

ウ) 障がい者・高齢者・子どもの権利を守る学習活動の推進

- 虐待や差別など無く、自らの意思が尊重され、主体的に活動しやすい社会となるよう市民への啓発などを進めます。

主な施策・事業

- 障がいのある人の自立と社会参加の促進
- 高齢者の生きがいと健康づくりのための幅広い学習機会の充実
- 子どもの人権を守り、虐待やいじめを未然に防ぐための学習活動の推進

② 現代的課題などに関する学習活動の推進

(1) 取組の方向性

- 国際化、高度情報化、少子高齢化など急激に社会状況が変化するなかで生じている新たな人権に関わる課題について、様々な機会を捉えて学習できるように取り組みます。

(2) 主な施策・事業

- 国際理解や個人情報の保護の重要性の理解、また社会問題となる薬物乱用や認知症などの課題に対する学習活動を実施します。

主な施策・事業

- わが国の伝統文化の尊重と異なる文化、習慣をもつ人々との共生を目指す国際理解のための学習活動の推進
- 個人情報に関する権利保護とSNSなど情報モラルの確立
- 薬物乱用防止や認知症サポーターの養成に関する学習活動の推進

11. 家庭・地域社会の教育力の向上

① 家庭の教育力の向上

(1) 取組の方向性

- すべての教育の出発点である家庭教育の役割を明確にし、男女共同参画の視点を踏まえながら、社会生活における規範意識や基本的な生活習慣の定着など、家庭の教育力を向上させるための啓発・広報や学習活動を推進します。
- 学校週5日制や「放課後子ども総合プラン」の趣旨を踏まえ、学校及び関係機関や地域社会と連携した家庭教育の総合的な振興を図ります。

(2) 主な施策・事業

- 主体的な子育てを推進し、生命を大切に作る心、思いやりの心など豊かな心をはぐくむ機会の充実を図ります。
- 家庭における学習習慣等の重要性について理解を促します。
- 子育ての悩みや不安に対する相談活動をきめ細かく実施するとともに、子育てに関する情報提供を充実していきます。
- 食育やしつけ（早寝、早起き、朝ごはん）など基本的な家庭教育に関する学習や、PTA活動などへの積極的な参加を働きかけていきます。

主な施策・事業

- 親子の対話や共同体験の場等様々な形の学習機会の拡充
- 子どもの心身の発達段階に応じた保護者としての役割や協力の重要性についての啓発・広報
- 家庭における読書習慣や学習習慣の重要性の理解と環境づくりの推進
- 子育ての悩みや不安に対応する相談活動や情報提供の充実
- 食育やしつけなど基本的な家庭教育に関する学習やPTA活動などへの積極的な参加の促進

② 地域社会の教育力の向上

(1) 取組の方向性

- 「長岡京市子ども・子育て支援事業計画」や「長岡京市子どもをすこやかに育むまち宣言」の趣旨を踏まえ、子どもが地域の支援の中で健やかに成長できるよう関係機関と連携して環境整備を図り、子育て支援施策の推進に努めます。
- 学校を核とした地域コミュニティを醸成し、孤立しがちな家庭にも働きかけ、地域社会全体で子どもを育て、育ち合う環境づくりを推進します。
- 地域活動を通して、青少年の健全育成に努めるとともに、地域のさまざまな人たちが学び合い、交流を深め合いながら、誰もが安心・安全に暮らせ、集える地域づくり、居場所づくりを推進します。

(2) 主な施策・事業

- 地域の大人の力を結集して、地域でのさまざまな体験の機会を拡充するとともに、障がいのある子どもも一緒に参加できるようにプログラムを工夫します。
- 放課後児童クラブ育成事業において、開所時間の延長などのサービス内容の充実を図るとともに、すすく教室推進事業との連携を図ります。
- 地域の理解と協力のもとに、放課後の子どもの居場所の確保や学習活動の充実、また子どもや保護者に向けた相談対応の充実に取り組みます。
- スポーツや子どもの安全・安全について地域と連携して実施していきます。

主な施策・事業

- すべての子どもの地域活動への主体的・積極的な参画を促進
- 子どもの読書活動や体験活動への保護者や地域の人々の積極的な関わりの奨励
- 放課後児童クラブの児童一人あたりの専用区画を確保するための計画的な施設整備
- すすく教室（放課後子ども教室）や地域で支える中学校教育支援事業の充実とボランティアの発掘・育成・研修
- 児童館における子どもの居場所づくり事業の推進（トイレの洋式化、図書室の改装、授乳室の設置、キッズルームの充実。また教育相談、学習相談、子育て相談の支援充実）
- スポーツ活動など団体活動の充実とジュニアリーダーの養成
- 子どもを取り巻く環境の改善や安全・安心への取組など青少年健全育成活動の推進と関係機関や団体との連携・協力

12. 文化・スポーツの振興

① 文化・芸術の振興

(1) 取組の方向性

- 市民の生活にうるおいと喜びをもたらす、豊かな人間性をはぐくむため、地域における文化活動の促進に努め、文化に関する情報提供や優れた芸術文化に親しむ機会の提供に努めます。



(2) 主な施策・事業

- 長い歴史を有する本市にある豊かな伝統文化の理解や継承などに取り組みます。
- 個人や団体などの文化活動を支援します。

主な施策・事業

- 伝統文化の理解と継承、芸術の鑑賞や創作活動など地域に根差した多様な文化活動の促進
- 中央生涯学習センターなどを拠点とした個人や文化団体活動の支援
- 文化・芸術に親しむ機会の充実に向けた長岡京記念文化会館への運営支援
- 国民文化祭の成果を生かした文化・芸術活動の一層の活性化

② スポーツの振興

(1) 取組の方向性

- 長岡京市スポーツ推進計画を踏まえ、生涯にわたってスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会を実現するため、市民のあらゆるスポーツ活動の振興・普及に努めます。

(2) 主な施策・事業

- 生涯スポーツの推進や地域に根ざしたスポーツ活動の振興に取り組みます。

主な施策・事業

- 生涯の各時期にわたり、主体的にスポーツに親しめるよう、各種イベントの実施
- 地域の特徴を生かし、地域の連帯意識をはぐくむ「総合型地域スポーツクラブ」の育成及び指導者の養成
- 若葉カップ全国小学生バドミントン大会の開催支援
- 市民のスポーツ活動の普及振興に向けた（公財）長岡京市体育協会への運営支援
- スポーツ環境の改善に向けたスポーツ施設の充実

③ 文化財の保護と活用

(1) 取組の方向性

- 郷土の歴史の解明や文化の発展に、貴重な資料である長岡京跡や史跡いげのやま恵解山古墳をはじめ、数多くの文化財を保護・継承し、市民生活の文化的向上に役立てるとともに、市民の郷土への誇りと愛着をはぐくみ、個性あるまちづくりに生かせるよう活用を図ります。

(2) 主な施策・事業

- 郷土の歴史文化について世代に応じた市民への啓発と学習機会を拡充していきます。
- 歴史的資源などの文化財の保存整備に努めます。

主な施策・事業

- 地域の歴史文化の調査研究、資料収集、次世代への継承を視野に入れた展示や講演会、出前講座の実施
- 長岡京跡や史跡恵解山古墳、平成 27 年度に国の史跡として指定された「乙訓古墳群」について、文化財の保存整備と活用、公有化の推進
- 埋蔵文化財調査センター及び中山修一記念館の機能の充実
- 国登録有形文化財として指定された中野家住宅の歴史に関する資料の収集・調査及び公開・活用

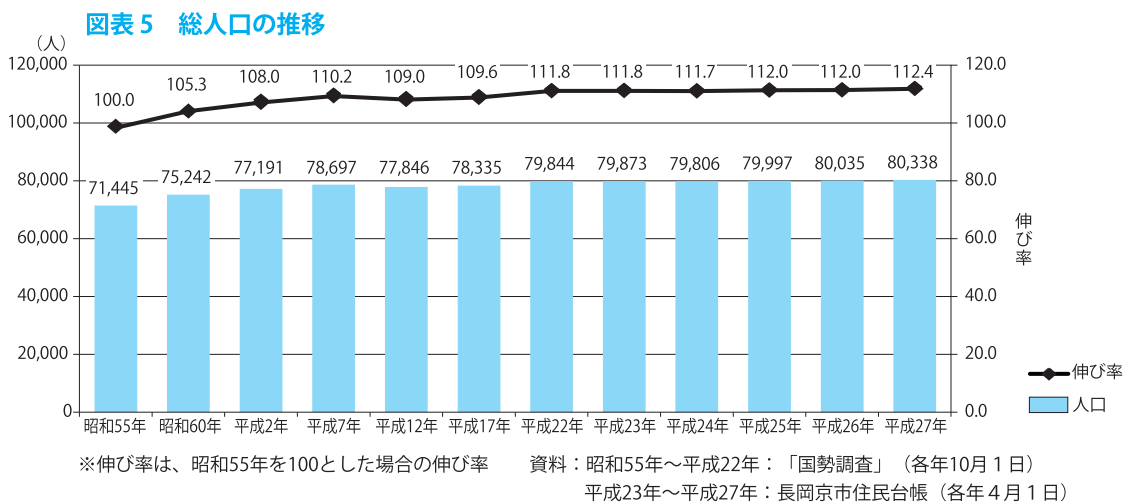
VI 資料編



1. データから見る教育・生涯学習等に関わる現状

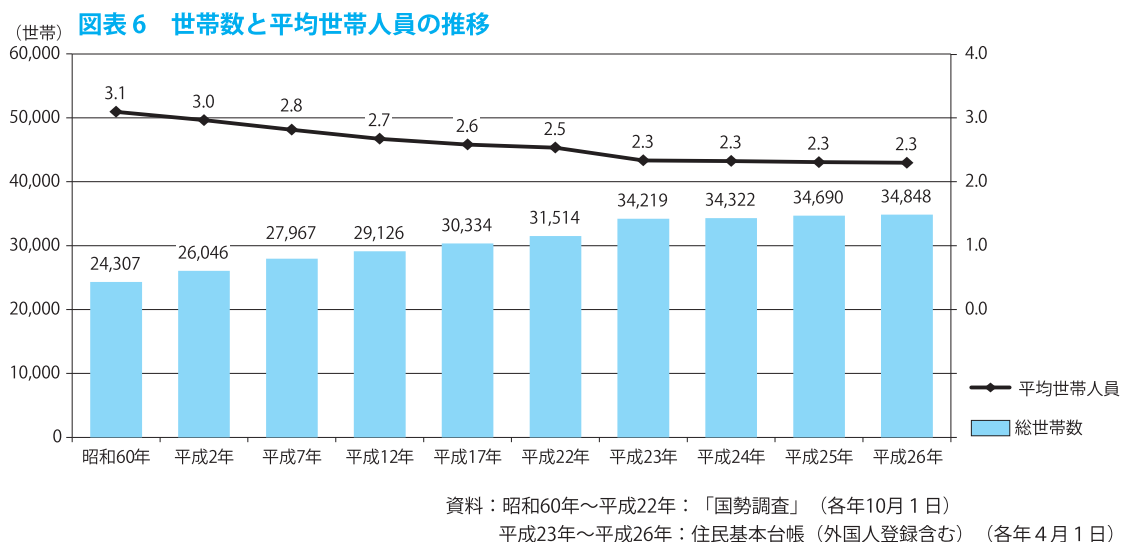
① 人口・世帯等の状況

本市の人口は、長らく増加傾向にありましたが、平成12年、いったん減少に転じ、以降15年間は、微増状態で推移しています。



世帯数の推移をみると、人口はほぼ横ばい状況の中、世帯数は増加傾向にあり、昭和60年の24,307世帯から、平成26年には34,848世帯で、約1.4倍の増加となっていますが、平成23年以降は、ほぼ横ばい状態で推移しています。

一方、1世帯あたり平均世帯人員は年々減少傾向にあり、昭和60年の3.1人/世帯から平成23年以降は2.3人/世帯へと減少しており、世帯の小規模化が進んでいます。





世帯数と平均世帯人員についてみると、世帯数の増加とともに、核家族世帯の「夫婦のみ」と「ひとり親と子ども」は年々増加しています。また、単独世帯は平成17年にいったん減少に転じるものの、その後平成22年には増加に転じています。

図表7 世帯の種類別世帯数の推移

単位：世帯

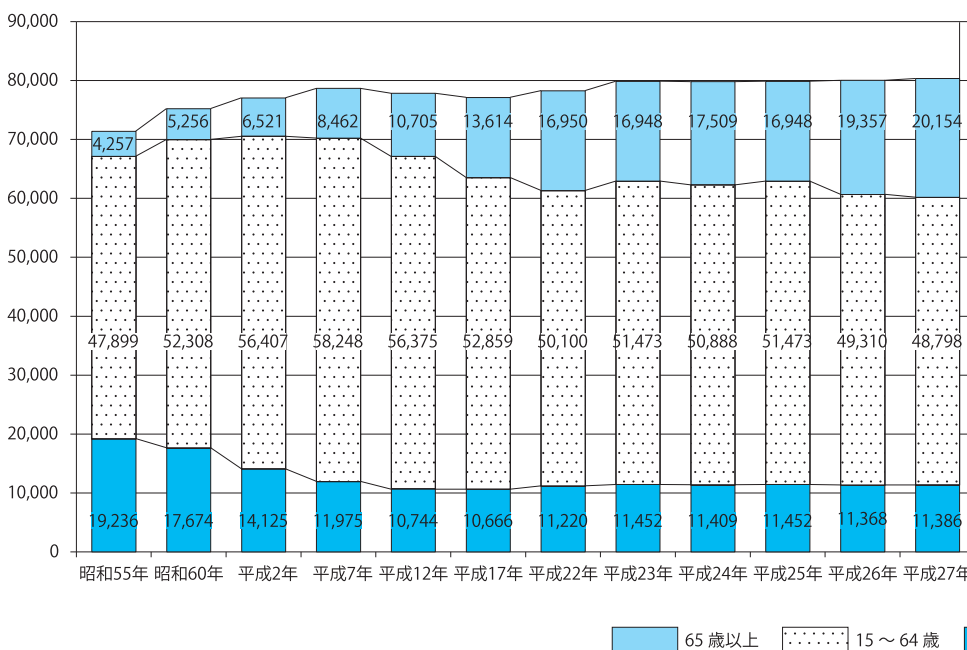
		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯		24,292	25,943	27,946	29,093	29,420	31,486
核家族世帯	夫婦のみ	3,054	3,788	4,814	5,906	6,585	7,147
	夫婦と子ども	11,839	11,841	11,758	11,325	10,937	11,021
	ひとり親と子ども	1,241	1,631	1,901	2,065	2,278	2,578
	計	16,134	17,260	18,473	19,296	19,800	20,746
単独世帯		5,295	5,938	6,879	7,404	7,317	8,284
その他世帯		2,863	2,745	2,594	2,393	2,303	2,456

資料：「国勢調査」（各年10月1日）

※総世帯は学校の寮や社会施設、病院などにある世帯も含むすべての世帯、一般世帯はそれらを除く世帯を指す。

年齢3区分別人口構成では、15歳から64歳までの生産年齢人口が多く、平成12年までは総人口の7割以上を占めていましたが、その後はおおむね減少傾向が続いています。一方、65歳以上の高齢人口は、昭和55年以降、おおむね増加傾向が続いています。15歳未満の年少人口は、平成17年までは減少傾向が続いたものの、その後は横ばいで推移しています。平成27年では、15歳から64歳までの人口は約60%、65歳以上の人口は約25%、15歳未満の人口は約15%となっています。

図表8 年齢3区分別人口構成の推移

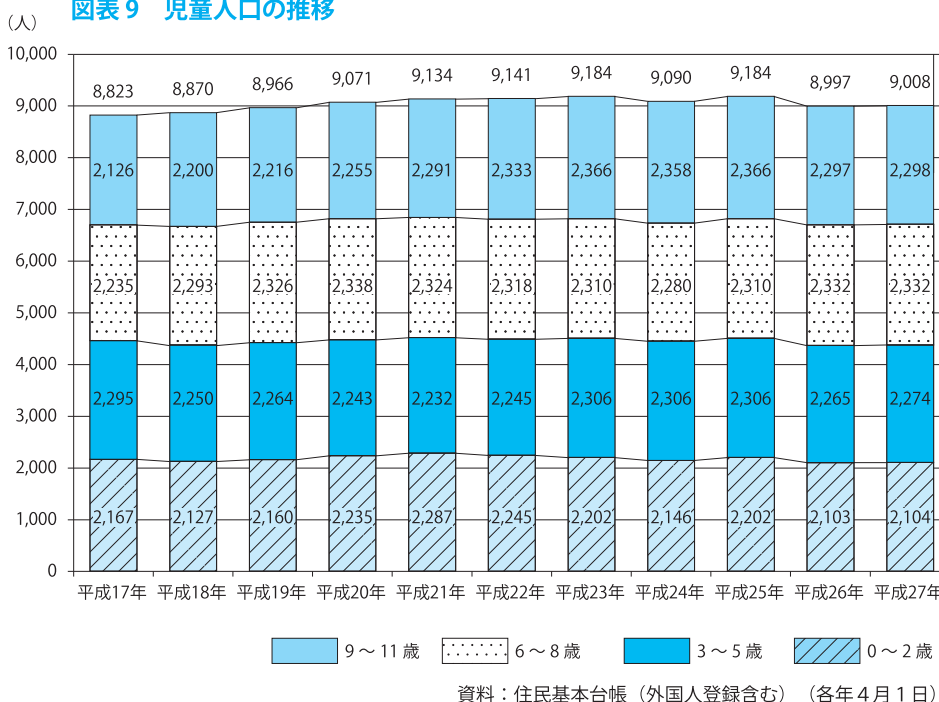


資料：昭和55年～平成22年：総務省「国勢調査」（各年10月1日）

平成23年～平成27年：長岡京市住民台帳（各年4月1日）

児童人口（0～11歳）の推移を住民基本台帳（外国人登録を含む）から見ると、児童人口は平成23年まで微増傾向にありました。その後増減があり、平成27年には9,008人となっています。

図表9 児童人口の推移



② 学校等の状況

① 保育施設・幼稚園の入所状況

現在、保育所は公立が5か所、私立の認可保育園が6園、小規模保育施設が3施設あり、すべての保育所で0歳児からの保育を実施しています。

入所状況を見ると、入所児童数は平成23年まで1,100人台で推移していましたが、平成24年以降は定員以上の受入を行い、毎年入所児童数が増加しています。就学前児童の約3分の1が保育施設を利用しており、特に0～2歳児までの乳幼児の入所受入体制の充実が課題となっています。

図表10 認可保育所の入所状況

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
就学前児童数	4,462	4,377	4,424	4,478	4,519	4,490	4,508	4,452	4,401	4,368	4,378
保育所定員数	1,170	1,170	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,216	1,261	1,291	1,397
入所児童数	1,167	1,118	1,122	1,124	1,121	1,139	1,198	1,265	1,354	1,430	1,534
0歳児	65	72	63	71	61	66	69	84	80	76	99
1歳児	157	144	156	148	173	168	178	187	215	237	266
2歳児	181	199	183	191	180	212	224	214	239	265	284
3歳児	255	222	231	229	227	222	253	268	264	282	307
4歳児	224	257	235	249	230	236	237	267	287	281	291
5歳児	285	224	254	236	250	235	237	245	269	289	287
入所率（%）	26.2%	25.5%	25.4%	25.1%	24.8%	25.4%	26.6%	28.4%	30.8%	32.7%	35.0%

※入所率＝入所児童数÷就学前児童数（各年4月1日）

図表11 公立私立別認可保育所の入所状況

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
公立	定員数	720	720	720	720	720	720	600	600	600	600
	入所児童数	663	621	610	610	616	638	684	626	671	674
私立	定員数	450	450	480	480	480	480	616	661	691	797
	入所児童数	504	497	512	514	505	501	514	728	759	861

※各年4月1日



幼稚園については、私立幼稚園が現在5園あります。児童数は、1,400人前後で推移しており、平成27年5月1日現在で1,379人となっています。

図表12 私立幼稚園の状況

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
私立幼稚園数(園)	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
児童数	1,654	1,609	1,583	1,605	1,606	1,586	1,624	1,502	1,450	1,383	1,379
3歳児	445	472	504	502	540	520	498	434	478	434	434
4歳児	620	526	548	555	508	573	557	530	450	494	447
5歳児	589	611	531	548	558	493	569	538	522	455	498
教員数	92	97	95	98	98	102	98	103	110	108	102

資料：学校基本調査（各年5月1日）

②小・中学校の状況

本市の小・中学校に通学する児童・生徒数は次の通りです。平成27年5月1日現在、小学校は1学級平均25人、中学校は平均約30人となっています。小学校児童数は横ばいで推移しており、平成27年度は4,530人となっています。中学校生徒数は、平成26年度にいったん減少していますが、おおむね増加傾向が続いており、平成27年度は2,102人となっています。

図表13 小学校・中学校の児童・生徒・教職員数の推移

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
小学校	学校数	10	10	10	10	10	10
	学級数	166	176	178	179	182	181
	児童数(人)	4,567	4,579	4,538	4,525	4,532	4,530
	1学級当たり平均児童数(人)	28	26	25	25	25	25
	教職員数(人)	256	260	261	259	263	260
中学校	学校数	4	4	4	4	4	4
	学級数	64	65	66	70	69	70
	生徒数(人)	1,989	2,019	2,065	2,093	2,089	2,102
	1学級当たり平均生徒数(人)	31	31	31	30	30	30
	教職員数(人)	129	132	134	133	136	139

資料：教育委員会（各年5月1日）

図表14 年度別学校別 児童・生徒数の推移

学校\年度	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	
小学校	神足	434	434	441	455	451	477	468	469	484	480
	長法寺	372	392	388	369	368	368	365	351	358	354
	長岡第三	466	467	466	454	442	411	393	382	377	383
	長岡第四	371	385	413	425	429	431	405	402	375	353
	長岡第五	803	825	846	859	882	914	954	964	1,003	994
	長岡第六	262	252	239	267	279	282	263	261	270	253
	長岡第七	345	328	341	343	352	353	362	387	411	435
	長岡第八	595	618	639	627	663	658	643	633	599	594
	長岡第九	446	423	402	407	376	356	361	357	365	381
	長岡第十	344	353	341	338	325	329	324	319	290	303
計	4,438	4,477	4,516	4,544	4,567	4,579	4,538	4,525	4,532	4,530	
中学校	長岡	457	455	492	503	516	492	518	518	517	524
	長岡第二	471	462	471	466	479	468	485	493	510	488
	長岡第三	535	563	580	607	634	675	690	690	685	683
	長岡第四	322	353	341	360	360	384	372	392	377	407
計	1,785	1,833	1,884	1,936	1,989	2,019	2,065	2,093	2,089	2,102	
人口	78,423	78,769	79,306	79,612	79,860	79,967	79,960	80,165	80,178	80,597	

資料：長岡京市の教育（各年5月1日）

図表 15 小・中学校学年別 児童・生徒数及び学級数

学校	児童・生徒数		学年							特別支援 学級	計
	学校名	学級数	1	2	3	4	5	6			
小 学 校	神 足	児童数	80	82	66	87	82	73	10	480	
		学級数	3	3	※ 3	3	3	※ 3	2	20	
	長 法 寺	児童数	59	67	56	69	43	55	5	354	
		学級数	2	2	2	2	2	2	2	14	
	長岡第三	児童数	70	65	60	62	49	68	9	383	
		学級数	2	2	2	2	2	2	3	15	
	長岡第四	児童数	45	52	62	59	70	56	9	353	
		学級数	2	2	2	2	※ 3	2	2	15	
	長岡第五	児童数	155	162	172	169	159	166	11	994	
		学級数	5	5	5	5	※ 5	5	3	33	
	長岡第六	児童数	38	39	39	41	39	48	9	253	
		学級数	2	2	※ 2	2	※ 2	2	3	15	
長岡第七	児童数	88	82	84	62	54	58	7	435		
	学級数	3	3	3	2	2	2	2	17		
長岡第八	児童数	89	93	100	94	91	119	8	594		
	学級数	3	3	3	3	3	※ 4	2	21		
長岡第九	児童数	71	66	55	65	53	56	15	381		
	学級数	3	2	2	2	2	2	3	16		
長岡第十	児童数	62	42	51	48	53	43	4	303		
	学級数	2	2	2	2	2	2	3	15		
計	児童数	757	750	745	756	693	742	87	4,530		
	学級数	27	26	26	25	26	26	25	181		
中 学 校	長 岡	児童数	198	151	169				6	524	
		学級数	5	4	5				3	17	
	長岡第二	児童数	141	175	161				11	488	
		学級数	4	5	5				3	17	
	長岡第三	児童数	217	231	228				7	683	
		学級数	6	6	6				3	21	
	長岡第四	児童数	144	108	150				5	407	
		学級数	4	※ 4	※ 5				2	15	
計	児童数	700	665	708				29	2,102		
	学級数	19	19	21				11	70		

※少人数学級 資料：教育委員会（平成27年5月1日）

教育支援センターは、学校と連携して子どもたちの健やかな育成を総合的にサポートしています。また、保育所（園）や幼稚園、小中学校との情報共有の強化に努め、小中学校への円滑な接続ができるよう支援をし、一定の成果が出ています。こうした取り組みは継続することが重要であり、学校現場と教育支援センターと連携をしながら、引き続き取り組んでいく必要があります。

図表 16 教育支援センターによる教育相談件数「実件数」

年度	主訴内容 校種	不登校	神経症的 傾向	緘黙等 かたくな	自閉的傾向	いじめ	集団不適応	遊び型非行	学習不適応	発達遅滞	進路問題	家庭生活の問題	情緒不安定	心身症的 傾向	精神病の 疑い	反動的・ 暴力的	その他	計
平成 20年度	小 中 合計	13 21 34	3 0 3	1 0 1	6 3 9	0 1 1	8 0 8	0 2 2	8 1 9	2 1 3	1 0 0	8 3 11	14 0 14	4 0 4	0 0 0	0 0 0	7 3 10	61 34 95
平成 21年度	小 中 合計	15 23 38	4 1 5	0 0 0	7 2 9	2 1 3	10 0 10	3 3 6	5 3 8	0 1 1	0 0 0	9 4 13	10 1 11	4 1 5	0 0 0	1 0 1	10 3 13	71 40 111
平成 22年度	小 中 合計	11 21 32	1 1 2	0 0 0	7 2 9	1 1 2	12 2 14	1 1 2	11 2 13	2 1 3	1 1 2	10 1 11	11 0 11	5 0 5	0 0 0	2 0 2	5 2 7	80 35 115
平成 23年度	小 中 合計	14 17 31	1 0 1	0 0 0	4 1 5	1 0 1	11 6 17	0 0 0	3 4 7	2 0 2	2 2 4	4 2 6	3 0 3	3 1 4	0 0 0	0 0 0	2 0 2	49 33 82
平成 24年度	小 中 合計	15 11 26	0 0 0	0 0 0	3 1 4	5 3 8	0 3 3	0 3 3	2 1 3	2 2 4	0 1 1	6 6 12	8 5 13	5 0 5	0 0 0	0 0 0	1 1 2	48 24 72
平成 25年度	幼 小 中 合計	0 12 10 22	0 0 1 1	0 0 0 0	0 8 1 8	0 2 4 3	1 1 4 6	0 1 1 1	0 7 0 7	0 2 0 2	0 2 1 3	0 7 1 8	0 14 2 16	0 2 0 2	0 0 0 0	0 0 0 0	0 1 0 1	1 58 21 80
平成 26年度	小 中 合計	15 11 26	3 1 4	0 0 0	7 2 9	1 1 2	1 1 2	1 1 2	7 0 7	0 2 2	1 3 4	5 1 6	15 2 17	2 0 2	0 0 0	1 0 1	1 0 1	60 25 85

資料：教育委員会



図表 17 教育支援センターによる電話相談

主訴内容	不登校	神経症的傾向	緘黙等 ^{かんもく}	自閉的傾向	いじめ	集団不適応	遊び型非行	学習不適応	発達遅滞	進路問題	家庭生活の問題	情緒不安定	心身症的傾向	精神病的疑い	反抗的・暴力的	その他	計
平成19年度	7	1	0	1	0	3	1	1	1	0	12	4	1	0	1	10	43
平成20年度	61	2	0	3	1	17	0	10	5	1	14	18	4	0	1	6	143
平成21年度	77	8	0	7	9	8	8	7	2	0	9	7	3	0	2	25	172
平成22年度	72	18	0	39	4	41	3	8	3	4	11	18	6	0	4	8	239
平成23年度	101	3	1	16	3	50	2	44	8	10	15	6	1	0	0	6	266
平成24年度	130	0	0	12	9	20	1	12	12	1	22	16	6	0	1	30	272
平成25年度	98	4	0	14	1	10	3	11	17	10	47	43	8	0	0	23	289
平成26年度	155	9	0	25	3	18	5	11	4	5	47	33	2	0	2	11	330

資料：教育委員会

③ 社会教育の状況

① 図書館

本市の図書館には、平成26年度時点で247,945冊の蔵書があり、市民1人あたりの蔵書冊数は3.1冊となっています。図書館利用の登録者数は26,413人で、市民の約3分の1が登録しています。年間貸出件数は410,400冊で、登録者1人あたりの貸出冊数は15.5冊となっています。京都府内市町村データでの比較では、データ公表の関係から平成25年度での比較となりますが、長岡京市は登録者1人あたりの貸出冊数は16.5冊で、京都府内市町村平均（府立及び京都市除く）の11.7冊を上回っています。

図表 18 図書館の各種指標(平成26年度)

登録者数	26,413人
職員数	13人
貸出冊数	410,400冊
蔵書冊数	247,945冊
年間購入冊数	5,282冊
図書購入費	8,240千円
図書館費	122,999千円
予約件数	44,490冊

※蔵書冊数は、雑誌除く

	蔵書数(冊)	登録人数(人)	貸出冊数(冊)	登録者一人あたりの貸出冊数(冊)
長岡京市	254,363	25,260	416,856	16.5
京都府内市町村合計	3,836,078	575,037	6,714,980	11.7

※京都府立ならびに京都市の図書館を除く
資料：平成25年京都府統計書（平成27年3月発行）

図表 19 図書館の貸出状況

<個人貸出冊数>

(単位：冊、日)

年度	一般書	児童書	雑誌	点字図書	合計	1日平均	開館日数
平成17年度	249,868	168,869	26,640	3	445,380	1,563	285
平成18年度	244,919	172,882	24,266	5	442,072	1,551	285
平成19年度	243,320	179,599	24,332	5	447,256	1,575	284
平成20年度	251,165	184,577	24,321	10	460,073	1,626	283
平成21年度	256,949	185,189	23,891	19	466,048	1,641	284
平成22年度	244,988	186,968	23,652	11	455,619	1,610	283
平成23年度	241,354	185,289	24,733	3	451,379	1,578	286
平成24年度	223,625	179,626	24,210	1	427,462	1,521	281
平成25年度	217,895	175,235	23,723	3	416,856	1,494	279
平成26年度	215,638	170,294	24,468	0	410,400	1,460	281

<貸出者数>

(単位：人、日)

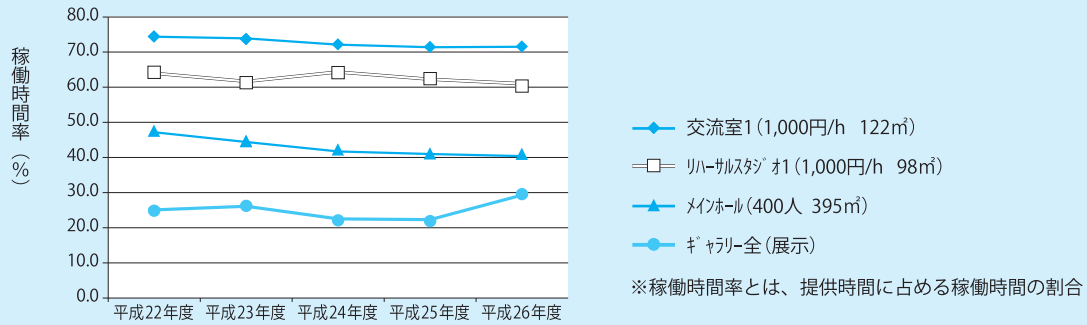
年度	成人		児童		合計	1日平均	開館日数
	男	女	男	女			
平成17年度	52,139	75,570	16,406	19,812	163,927	575	285
平成18年度	51,911	75,889	16,061	19,395	163,256	573	285
平成19年度	52,118	76,620	17,083	19,901	165,722	584	284
平成20年度	53,927	76,645	17,519	21,478	169,569	599	283
平成21年度	55,393	77,759	17,041	21,154	171,347	603	284
平成22年度	53,797	75,035	17,186	21,235	167,253	591	283
平成23年度	52,385	74,082	17,093	21,310	164,870	576	286
平成24年度	49,289	71,478	16,543	19,778	157,088	559	281
平成25年度	48,547	70,710	15,907	18,641	153,805	551	279
平成26年度	47,795	70,496	15,374	18,218	151,883	541	281

資料：教育委員会

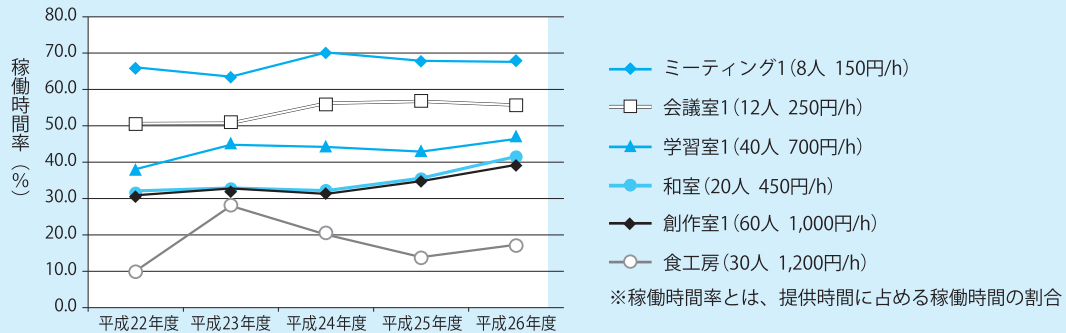
②生涯学習支援施設

生涯学習の拠点として、各種サークル活動、発表会、講演会、研修などに中央生涯学習センター（長岡京市立総合交流センター内）が活用されています。施設の種類によって異なりますが、平成22年度以降、それぞれの稼働時間率はおおむね横ばいで推移しています。

図表 20 中央生涯学習センター ホール・スタジオ等年度別稼働時間率



図表 21 中央生涯学習センター 会議室等年度別稼働時間率



図表 22 中央生涯学習センター 年度別全施設平均稼働時間率

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
全施設平均稼働時間率 (%)	43.8	44.2	45.7	45.7	47.8
開館日数 (日)	357	358	357	357	357

※稼働時間率とは、提供時間に占める稼働時間の割合

図表 23 中央公民館の利用状況

年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
開館日数	300	303	299	296	298	
レクリエーション室	728	725	685	699	684	
	16,182	16,853	16,004	16,699	15,857	
料理室	192	191	188	183	186	
	3,768	3,587	3,813	3,894	3,653	
実習室	666	656	632	622	644	
	8,494	9,490	8,417	8,154	7,809	
講座室	417	430	390	407	375	
	15,523	14,723	13,561	14,105	12,915	
学習室 1	602	597	594	559	543	
	9,681	9,518	8,770	8,152	7,801	
学習室 2	424	443	445	422	426	
	9,240	9,785	7,940	8,661	8,662	
和室	463	463	454	436	423	
	7,901	7,996	7,519	7,087	6,185	
視聴覚室	622	586	583	565	548	
	14,237	12,792	13,574	13,138	13,156	
児童室	213	199	210	191	176	
	4,784	4,721	3,904	4,167	3,834	
焼成炉室	31	28	27	24	21	
	106	92	149	97	44	
合計	件数	4,358	4,318	4,208	4,108	4,026
	人数	89,916	89,557	83,651	84,154	79,916
	一日平均件数	14.53	14.25	14.07	13.88	13.51
	一日平均人数	299.72	295.57	279.77	284.30	268.17

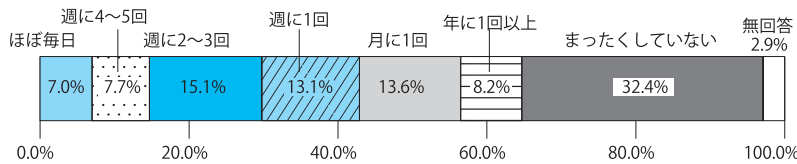


③スポーツ

平成 25 年度に実施した「スポーツに関する市民意識調査」によると、「週 1 回以上運動やスポーツを行ったことがある」成人は 42.9%と、前回（平成 21 年）より 2.9 ポイント低下しています。

一方で、「1 年間まったく運動やスポーツをしていない」人が 32.4%と、前回よりも 0.9 ポイント上昇しており、運動を行う頻度が低下する傾向が進んでいます。

図表 24 運動やスポーツを行う頻度



資料：スポーツに関する市民意識調査（平成26年3月）

図表 25 運動やスポーツを行う頻度

	週に1回以上	まったくしていない
平成13年	37.4%	17.5%
平成20年	45.8%	31.5%
平成25年	42.9%	32.4%

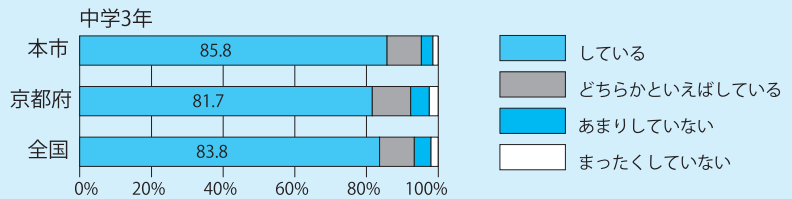
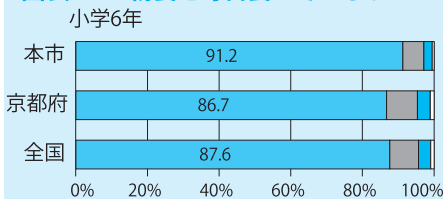
資料：スポーツに関する市民意識調査（平成26年3月）

④子どもの学力等の状況ならびに教育に関わる市民意識等

①学校教育

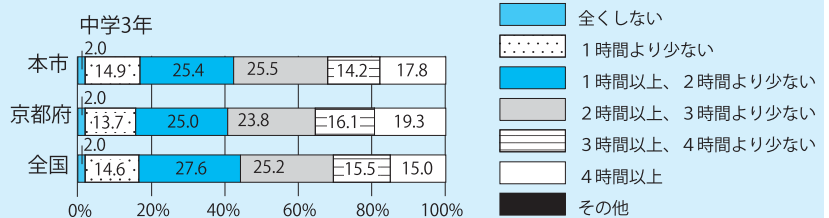
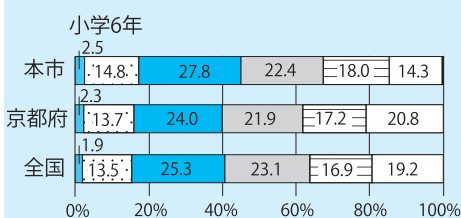
子どもの生活習慣の実態をみると、本市の小学6年生は、京都府、全国と比較して、おおむねよい生活習慣が身についていると考えられます。

図表 26 朝食を毎日食べているか



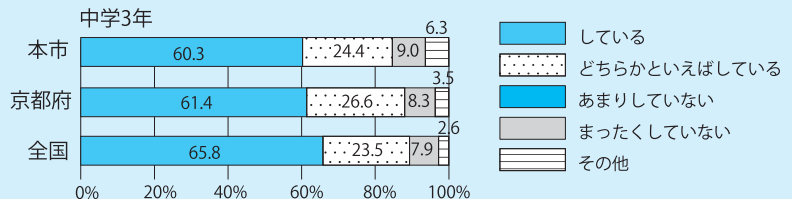
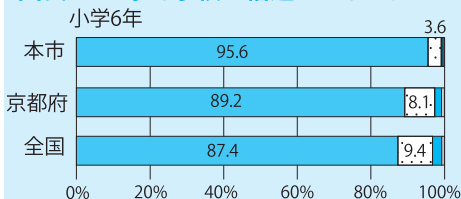
資料：平成27年度全国学力・学習状況調査（小学生N=729、中学生N=697）

図表 27 普段（月～金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、テレビやビデオ・DVDを見たり聞いたりしているか



資料：平成27年度全国学力・学習状況調査（小学生N=729、中学生N=697）

図表 28 家で学校の宿題をしているか

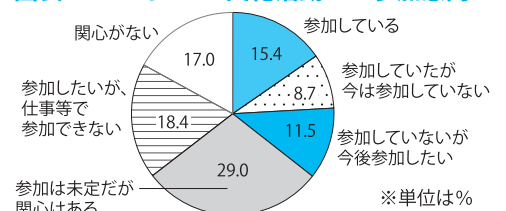


資料：平成27年度全国学力・学習状況調査（小学生N=729、中学生N=697）

②地域のスポーツ・文化活動に関する市民の意識

平成 26 年 6 月の、長岡京市まちづくりのための「市民アンケート調査」の調査結果によると、地域のスポーツ・文化活動に「参加している」人は約 15%、「参加していたが今は参加していない」人は約 9%、「参加していないが今後参加したい」、「参加は未定だが関心はある」人が約 40%となっています。

図表 29 スポーツ・文化活動への参加意向



資料：長岡京市まちづくりのための「市民アンケート調査」（平成26年6月）（N=1,442）

2. 長岡京市子ども人権アピール14

わたし ながおきょうし こ だれ けんこう あんぜん しあわ せいかつ おく つよ ねが
私たち長岡京市の子もたちは、誰もが健康で安全に幸せな生活を送りたいという強い願いをもっています。
しかし、私たちの身の回りには、「いじめ」に代表される人権上の大きな問題があります。

わたし まわ ひと ひとり おな ひと たの
私たちの回りにはいろんな人たちがいますが、一人として同じ人はいません。だからこそ楽しく、たくさん
ひと あ なか まな おも
の人たちとかかわり合う中で、いろいろなことが学べるのだと思います。

「いじめ」や身の回りの差別を許さず、お互いの立場で話し合い、考え、行動できるようにしていきたいと
おも しみん いちいん しょうらい む ゆめ きぼう いちにち いちにち たいせつ せいかつ
思います。また、市民の一員として将来に向かって夢と希望をもち、一日一日を大切に生活していけることを
ねが いか
願い、以下のとおりアピールします。

ぜひ、大人の皆さんに、支えていただきたいと思います。

1 私たちの約束

わたし ひと いのち じぶん いのち たいせつ たが じんけん そんちょう ひと ところ からだ きず おとな
(1) 私たちは人の命、自分の命を大切にして、お互いの人権を尊重し、人の心も身体も傷つけない大人に
なります。

わたし さべつ みのが こま ひと なや ひと ちから ぜんりょく ささ
(2) 私たちは、「いじめ」や差別を見逃さず、困っている人、悩んでいる人がいたら、力になり、全力で支えます。
もし、自分がいじめられたなら、一人で抱え込まずに大人や周りの人に相談します。

わたし しゃかい がっこうせいかつ まも たいせつ りかい
(3) 私たちは、社会のきまりや学校生活のルールを守る大切さを理解し、「してはいけないことは、しては
いけない。」と心に刻みます。

わたし
(4) 私たちは、「おはようございます」「いただきます」「ただいま」「おやすみなさい」「ごめんなさい」「あ
りがとう」など、あいさつをしっかりとします。

わたし がっこう べんきょう しぜん たいけん ちいき ぎょうじ いえ てつだ なにごと せっきょくてき と
(5) 私たちは、学校での勉強、スポーツ、自然体験、地域行事、家の手伝いなど、何事にも積極的に取り
組みます。

わたし しぜん まも まち す ぶんべつ
(6) 私たちは、自然を守り、市をきれいにするためポイ捨てなどをせず、ごみもきちんと分別します。

2 私たちから大人のみなさんへ

こ あんしん・あんぜん ちから あ こ いのち うば ぎゃくだい
(7) 子どもの安心・安全についてみんなで力を合わせてほしい。子どもの命を奪ったり、虐待したりしないで、
すこやかに育ててください。

こ なか おとな きづ ぶあん なや こ きも りかい
(8) 子どもの中には、大人の気付かない不安や悩みがたくさんあるので、もっと子どもの気持ちを理解す
る努力をしてください。

とき ほ ひと めいわく とき ぜんあく くべつ おし
(9) いいことをした時は誉め、人に迷惑をかけた時には、しっかりしかって、善悪の区別を教えてください。

わたし てほん ひと いのち たいせつ まも せいかつ
(10) 私たちのお手本となるように、人の命を大切にし、ルールを守って生活してください。

せんそう せんそう こ へいわ とうと つた
(11) 戦争はぜったいやめてください。そして、子どもに平和の尊さを伝えてください。

3 長岡京市の未来に向けて

しぜん れきし たいせつ ひとひと けんこう あんしん せいかつ
(12) 自然や歴史を大切にし、人々が健康で安心して生活できるまちにします。

さべつ だれ びょうどう く かがや
(13) 差別のない、誰もが平等に暮らすことができるいのち輝くまちにします。

ほこ じまん す
(14) 誇りをもって自慢できる、いつまでも住みつづけたいまちにします。

へいせい
平成 18 年 12 月 22 日
ながおきょうし こ
長岡京市子どもサミット



3. 長岡京市教育振興基本計画審議会設置条例

(目的及び設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「教育振興基本計画」という。）の策定（見直しを含む。以下同じ。）を行うに当たり、幅広い意見を反映させるため、長岡京市教育振興基本計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について検討、協議等を行う。

- (1) 教育振興基本計画の策定に関すること。
- (2) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 市民
- (4) 市職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命された日から教育振興基本計画の策定の完了の日までとし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があるときは、委員以外の者に対し、審議会の会議に出席を求め意見若しくは説明を聴くこと又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

2 検討部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる審議会及び会長の職務を行う者がいない場合における審議会の招集並びに会長が選出されるまでの間の審議会の主宰は、教育長が行う。

4. 長岡京市教育振興基本計画審議会委員

(順不同)

氏名（敬称略）	所 属 等	備考
横 田 学	京都市立芸術大学 美術学部 教授	会長
竺 沙 知 章	京都教育大学 大学院連合教職実践研究科 教授	副会長
小 田 淑 子	関西大学 文学部 教授	
山 口 万 智 子	長岡京市 社会教育委員	
樋 口 重 明	公益財団法人 長岡京市体育協会 会長	
丹 生 香 苗	長岡京市PTA連絡協議会 長岡第三小学校PTA常任理事	
松 本 竜 成	長岡京市PTA連絡協議会 長岡第七小学校PTA会長	
北 畑 博 子	公募	
石 丸 恭 子	公募	
盛 永 俊 弘	長岡京市小中学校長会 長岡中学校長	
鳥 居 雪 子	長岡京市小中学校長会 長岡第五小学校長	
木 村 靖 子	長岡京市 企画部市民協働・男女共同参画政策監	
齋 藤 宏 康	長岡京市 健康福祉部次長兼福祉事務所長	

(平成27年6月1日～平成28年3月31日)

長岡京市教育振興基本計画<改定版>

平成28年3月

編集・発行 長岡京市教育委員会 教育部教育総務課

〒617-8501 京都府長岡京市開田一丁目1番1号

TEL 075-951-2121(代) FAX 075-951-8400

URL <http://www.city.nagaokakyo.lg.jp/>
